

個人情報の保護に関する法律施行細則

令和 5 年 3 月 23 日

島根県規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年島根県条例第 41 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第 2 条 法第 75 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第 1 号によるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第 2 号によるものとする。

2 条例第 3 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の目的外利用の状況
- (4) 個人情報の目的外提供の状況
- (5) 個人情報取扱事務の委託
- (6) 個人情報の処理形態

3 条例第 3 条第 4 項第 3 号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 県、国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であつた者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手

方の氏名、住所等の必要な事項のみを取り扱う事務

(3) 刊行物等において一般に入手し得るものを取り扱う事務

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第3号)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第5条 法第87条第1項に規定する方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付

(2) その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複写したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を開示する場合又は非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、電磁的記録媒体に複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(公文書の写しの交付等)

第6条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第5条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第5条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(閲覧等の制限等)

第7条 公文書の閲覧、聴取又は視聴(次項において「閲覧等」という。)をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認めら

れる者に対し、公文書の閲覧等中止させ、又は禁止することができる。

(保有個人情報訂正請求書)

第8条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第4号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第5号)によるものとする。

(審査請求)

第10条 法第82条、第93条及び第101条に規定する決定について、審査請求をしようとする者は、審査請求書(様式第6号)を実施機関に提出するものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第9条の規定による運用状況の公表は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(島根県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 島根県個人情報保護条例施行規則(平成14年規則第84号。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に到達した島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第12条第1項の規定による開示請求に係る公文書に記録されている個人情報の開示の方法及び写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、10月21日から施行する。

（個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に到達した個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定による開示の請求に係る公文書の作成に要する費用の額については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

文書又は図画	複写機により複写したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	CD-R 1枚 DVD-R 1枚	130円 140円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	光ディスクに複写したもの	CD-R 1枚 DVD-R 1枚	130円 140円